

# 税務課から

平成26年度

## 固定資産税の縦覧・閲覧

平成26年度の固定資産税の縦覧（閲覧）期間は次のとおりです。固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により土地・家屋の価格と比較することができる制度です。



その資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同居の家族も縦覧できます。

### 縦覧できる内容

○土地・所在、地番、地目、地積、価格

○家屋・所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※所有者・課税標準額は記載されません。

### 縦覧に必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

◆手数料 無料

◆その他 縦覧帳簿のコピーはできません。

### 期間

4月1日～6月2日（土・日・祝は除く）

◆場所 税務課、各支所総合窓口課

### 縦覧できる方

土地または家屋を所有する納税者（課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。）

※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、

### 縦覧できる方

納税義務者、納税管理人、同居の家族

### 必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

### 手数料

縦覧期間中は閲覧料は無料

### その他

◆名寄帳のコピーは1枚につき20円必要です。

## 軽自動車税の減免

### 減免

次の対象車輛をお持ちで軽自動車税の減免を希望される方は、期限までに役場税務課で減免申請をしてください。

なお、前年度に減免を受け、今年度も継続して減免を希望される方は、対象車輛、障がい等級、運転者ならびに運転免許証の登録内容などに変更がなければ申請の必要はありません。減免は1人につき1台限りです。なお、普通自動車税の減免との重複はできません。

### 対象車輛

次のどちらかの要件を満たす軽自動車など

①身体に障がいのある方が所有する軽自動車などで、本人または家族が運転するもの

②18歳未満の身体に障がいのある方、または精神に障がいのある方と生計を同じにする家族が所有している軽自動車などで家族の方が運転するもの

※障がいの等級など要件を満たさないと、減免が受けられません。詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

◆申請期限 4月21日（月）

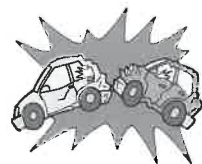
◆必要書類

- ・軽自動車税納付書
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているもの）、のいずれか
- ・印鑑
- ・運転免許証

◆申請・問い合わせ先 税務課

☎0859・54・5208

## 自動車事故による被害者支援のご案内



独立行政法人自動車事故対策機構（NASS VA：ナスバ）では、自動車事故の被害にあわれた方々を支援するため、援護業務に取り組んでいます。

自動車事故により死亡、または重度の後遺障がいになられた方のお子さまが中学校を卒業するまでの間、無利子の育成資金をお貸しします。また、自動車事故で脳、脊髄、または胸腹部臓器に重度の後遺障がいが残り、日常生活において介護を要する方に介護料を支給します。

### 問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構鳥取支所  
☎0857・24・0802